

**令和 7 年度**

**第 9 回 定 例 教 育 委 員 会**

**我孫子市教 育 委 員 会**



## 令和 7 年度第 9 回定例教育委員会日程

日 時 令和 7 年 1 月 24 日（水）午後 2 時 00 分から

場 所 教育委員会大會議室

日程第 1 会議録署名委員の指名

新山 訓代

日程第 2 議案

議案第 1 号 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示  
の制定について (生涯学習課)

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制  
定について

・ ・ ・ 1

## 議案第1号

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和7年12月24日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

### 提案理由

地域交流教室の短期使用の使用申請期限である使用する日の7日前の日について、郵便の配達日数を考慮し、使用する日までの間に市の休日がある場合は、除いて数えることとともに、条文、別表及び様式を整備するため、改正するものです。

## 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市地域交流教室開放実施要綱（平成28年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、地域における大人と子どもの交流や学習活動などの活発化を図るため、小学校 <u>（我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校をいう。）</u> の <u>教室</u> を地域交流教室として市民団体等に開放することに關し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（開放校、開放日等）</u> 第2条 地域交流教室の開放を実施する学校（以下「開放校」という。） <u>並びに地域交流教室の数、位置及び開放時間区分</u> は、別表のとおりとする。 2 略 <u>3 地域交流教室の使用の種別は、次のとおりとする。</u> <u>（1）年間使用 1年（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）を通じて定期的に使用する場合</u> <u>（2）短期使用 一時的に使用する</u>	(趣旨) 第1条 この要綱は、地域における大人と子どもの交流や学習活動などの活発化を図るため、 <u>我孫子市立の小学校及び中学校の普通教室</u> を地域交流教室として市民団体等に開放することに關し、必要な事項を定めるものとする。  <u>（開放校及び開放日等）</u> 第2条 地域交流教室の開放を実施する学校（以下「開放校」という。） <u>、地域交流教室及び開放時間</u> は、別表のとおりとする。 2 略

## 場合

(使用者の範囲)

第4条 地域交流教室を使用できる者（以下「使用者」という。）は、本市に居住し、在勤し又は在学する者で構成される市民団体（代表者が18歳以上の者である団体に限る。）とする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための使用その他政治活動を目的とした使用であるとき。

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教活動を目的とした使用であるとき。

(3) 営利を目的とする使用であるとき。

(4) 及び(5) 略

(禁止行為)

第6条 使用者は、法令で禁止されているもののほか、次に掲げる行為を

(使用者の範囲)

第4条 地域交流教室を使用できる者（以下「使用者」という。）は、本市に住所、通勤先又は通学先を有する者で構成される市民団体（代表者が18歳以上の者である団体に限る。）とする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための使用その他政治活動を目的とした使用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教活動を目的とした使用

(3) 営利を目的とする使用

(4) 及び(5) 略

(禁止行為)

第6条 使用者は、法令で禁止されているもののほか、次の各号に掲げる

<p>してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入場料、観覧料、<u>講師料等</u>の金銭の給付を受けること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地域交流教室<u>又はその</u>附属の設備<u>若しくは</u>備品に損害<u>を与える</u>、又は与えるおそれのある行為</p> <p>(5) 騒音を<u>出すこと等の</u>他人、学校又は近隣に迷惑を及ぼす行為</p> <p>(6) 他人に危害を<u>及ぼし</u>、又は迷惑となる物品<u>若しくは動物</u>の類を持ち込む行為</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第7条 使用者は、地域交流教室の使用に<u>当たり</u>、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 各<u>開放校において必要な</u>手続を行うこと。</p> <p>(2) から(6)まで 略</p> <p>(使用者の責任)</p> <p>第8条 使用者は、故意又は過失により、地域交流教室<u>又はその</u>附属の設備<u>若しくは</u>備品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第9条 <u>地域交流教室を使用しようとする者</u>（以下この条及び次条にお</p>	<p>行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入場料、観覧料<u>又は講師料等</u>の金銭の給付を受けること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 地域交流教室<u>その他</u>附属の設備<u>又は</u>備品に損害<u>を与える</u>、又は与えるおそれのある行為</p> <p>(5) 騒音を<u>出すなど</u>他人、学校又は近隣に迷惑を及ぼす行為</p> <p>(6) 他人に危害を<u>及ぼす</u>、又は迷惑となる物品<u>又は動物</u>の類を持ち込む行為</p> <p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第7条 使用者は、地域交流教室の使用に<u>あたり</u>、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 各<u>学校所定の</u>手続を行うこと。</p> <p>(2) から(6)まで 略</p> <p>(使用者の責任)</p> <p>第8条 使用者は、故意又は過失により、地域交流教室<u>その他</u>附属の設備<u>又は</u>備品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第9条 <u>使用者</u>は、別表に定める開放時間区分ごとに、<u>年間を通して使用</u></p>
--	--

いて「申請者」という。)は、別表に定める開放時間区分ごとに、次の各号に掲げる使用の種別に応じ、当該各号に定める期間内に、我孫子市地域交流教室使用申請書（様式第1号。以下この条及び次条において「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、短期使用にあっては、あらかじめ、申請者において、開放校の校長に対して、学校の管理運営上支障がない場合は当該短期使用がされることについて同意するよう求め、当該校長が同意した旨を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 年間使用 教育委員会が別に指定する期間
- (2) 短期使用 使用する日の3か月前の日から7日前の日まで。ただし、使用する日の7日前から使用する日までの間に我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条の市の休日がある場合は、当該市の休日を除いた7日前の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、教育委員会が申請書を提出する必要ないと認めるときは、これを

(以下「年間使用」という。)する場合は教育委員会の定める期間内に、一時的な使用（以下「短期使用」という。）の場合は使用日の3か月前から7日前までに、我孫子市地域交流教室使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、短期使用にあっては、あらかじめ、当該申請書を開放校の校長に提出し、その同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、教育委員会が同項の申請書を提出する必要ないと認めるときは、

<p>省略することができる。</p> <p>3 教育委員会は、<u>申請者</u>に申請書の<u>内容を審査するため</u>必要な書類を提出させることができる。 (使用の許可)</p>	<p>これを省略することができる。</p> <p>3 教育委員会は、<u>使用者</u>に第1項の申請書の<u>ほかに</u>必要な書類を提出させることができる。 (使用の許可)</p>
<p>第10条 教育委員会は、前条第1項の<u>規定により申請書</u>の提出が<u>あった場合</u>は、<u>その内容</u>を審査し、使用を許可したときは、我孫子市地域交流教室使用許可書（様式第2号）を<u>申請者</u>に交付するとともに、<u>許可した旨を</u>開放校に<u>通知する</u>ものとする。</p> <p>（使用日時の変更等）</p>	<p>第10条 教育委員会は、前条第1項の<u>申請書</u>の提出が<u>あったときは</u>、<u>内容</u>を審査し、使用を許可したときは、我孫子市地域交流教室使用許可書（様式第2号）を<u>使用者</u>に交付するとともに、<u>我孫子市地域交流教室使用票（学校控え）（様式第3号）</u>を開放校に<u>交付する</u>ものとする。</p> <p>（使用日時の変更等）</p>
<p>第11条 教育委員会は、前条の規定により許可した後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用する日時</u>を変更させ、又は使用を中止させることができる。</p> <p>(1) <u>学校の管理運営上</u>支障があると認めるとき。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>	<p>第11条 教育委員会は、前条の規定により許可した後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用日時</u>を変更させ、又は使用を中止させることができる。</p> <p>(1) <u>学校教育に</u>支障があると認めるとき。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>
<p>2 教育委員会は、<u>使用する日時</u>を変更させ、又は使用を中止させるときは、あらかじめ使用者に連絡しなければならない。</p> <p>（使用の取消し等）</p>	<p>2 教育委員会は、<u>使用日時</u>を変更させ、又は使用を中止させるときは、あらかじめ使用者に連絡しなければならない。</p> <p>（使用の取消し等）</p>
<p>第12条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認め</p>	<p>第12条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認め</p>

るときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 及び(2) 略

(使用状況報告書の提出)

第14条 年間使用の許可を受けた使用者は、毎年度、4月から9月までの使用状況については10月10日までに、10月から翌年の3月までの使用状況については同年の4月10日までに、我孫子市地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書（年間使用）（様式第3号）により、教育委員会に報告しなければならない。

2 短期使用の許可を受けた使用者は、使用した日から7日以内に、我孫子市地域交流教室使用状況報告書（短期使用）（様式第4号）により、教育委員会に報告しなければならない。

(使用料の納入)

第15条 略

2 前項に規定する使用料は、前条の規定による報告に基づいて教育委員会が作成した納入通知書により、教育委員会が指定する日までに納入しなければならない。

るときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1) 及び(2) 略

(使用状況報告書の提出)

第14条 年間使用の許可を受けた使用者は、4月から9月までの使用状況については10月10日までに、10月から翌年3月までの使用状況については4月10日までに、我孫子市地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書（年間使用）（様式第4号）により、教育委員会に報告しなければならない。

2 短期使用の許可を受けた使用者は、使用日から7日以内に、我孫子市地域交流教室使用状況報告書（短期使用）（様式第5号）により、教育委員会に報告しなければならない。

(使用料の納入)

第15条 略

2 前項に規定する使用料は、前条の規定により提出された報告書に基づいて教育委員会が作成した納入通知書により、教育委員会が指定する日までに納入しなければならない。

(使用料の免除)

第16条 使用料条例第5条の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 教育委員会又は市が主催し、又は共催する事業に使用する場合  
(2) 及び(3) 略

2 使用料の免除を受けようとする使用者（次項において「申請者」という。）は、我孫子市地域交流教室使用料免除申請書（様式第5号。次項において「申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号に掲げる場合その他申請する必要がないと教育委員会が認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、我孫子市地域交流教室使用料免除通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補則）

第17条 略

2 この要綱に定めるもののほか、地域交流教室の開放に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(使用料の免除)

第16条 使用料条例第5条の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が主催又は共催する事業に使用する場合  
(2) 及び(3) 略

2 使用料の免除を受けようとする者は、我孫子市地域交流教室使用料免除申請書（様式第6号）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号に掲げる場合その他申請する必要がないと教育委員会が認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、我孫子市地域交流教室使用料免除通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第17条 略

2 この要綱に定めるもののほか、地域交流教室の管理に関し必要な事項は、生涯学習課が別に定める。

別表（第2条、第9条関係）

<u>開放校</u>	<u>数</u>	<u>位置</u>	開放時間区分
我孫子市立我孫子第一小学校	略	略	<u>午前（午前9時から午後1時まで）</u> <u>午後（午後1時から午後5時まで）</u>
我孫子市立湖北台西小学校	略	略	<u>1時から午後5時まで</u> <u>夜間（午後5時から午後9時まで）</u>
我孫子市立湖北台東小学校	略	略	<u>5時から午後9時まで</u>
我孫子市立高野山小学校	略	略	<u>(月曜日から土曜日まで)</u> <u>夜間（午後6時から午後9時まで）</u>
我孫子市立布佐小学校	略	略	<u>6時から午後9時まで</u> <u>(日曜日)</u> <u>午前（午前9時から午後1時まで）</u> <u>午後（午後1時から午後5時まで）</u> <u>午後5時から午後9時まで）</u>

別表（第2条、第9条関係）

<u>開放校名</u>	<u>地域交流</u>	<u>所在地教室</u>	開放時間区分
我孫子市立我孫子第一小学校	略	略	<u>午前9時～午後1時</u> <u>午後1時～午後5時</u> <u>午後5時～午後9時</u>
我孫子市立湖北台西小学校	略	略	<u>午後9時</u>
我孫子市立湖北台東小学校	略	略	
我孫子市立高野山小学校	略	略	<u>(月曜日～土曜日)</u> <u>午後6時～午後9時</u>
我孫子市立布佐小学校	略	略	<u>(日曜日)</u> <u>午前9時～午後1時</u> <u>午後1時～午後5時</u> <u>午後5時～午後9時</u>

			午後（午後 1時から午 後5時ま で） 夜間（午後 5時から午 後9時ま で）					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第9条関係）

我孫子市地域交流教室使用申請書

年　月　日

我孫子市教育委員会 あて

団体名  
郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

地域交流教室を使用したいので、次のとおり申請します。

使用する 開放校	1 我孫子第一小学校 2 湖北台西小学校 3 湖北台東小学校 4 高野山小学校 5 布佐小学校
使用日又は 使用期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで
使用時間 区分	1 午前（午前9時から午後1時まで） 2 午後（午後1時から午後5時まで） 3 夜間（午後5時から午後9時まで（高野山小学校及び布佐小学 校の月曜日から土曜日までは、午後6時から午後9時まで））
使用内容	
使用人数	人
鍵の貸与	1 希望する 2 希望しない

学 校 記 入 欄

この申請に係る使用については、学校管理運営上の支障がないので同意しま  
す。

年　月　日

我孫子市立  
校 長

小学校

様式第2号（第10条関係）

我孫子市地域交流教室使用許可書

第 号

年 月 日

様

我孫子市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった地域交流教室の使用については、  
次のとおり許可したので、通知します。

使用する 開 放 校	1 我孫子第一小学校 2 湖北台西小学校 3 湖北台東小学校 4 高野山小学校 5 布佐小学校
使用日又は 使用期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
使用時間 区 分	1 午前（午前9時から午後1時まで） 2 午後（午後1時から午後5時まで） 3 夜間（午後5時から午後9時まで（高野山小学校及び布佐小学 校の月曜日から土曜日までは、午後6時から午後9時まで））
使用内容	
使用人数	人
鍵の貸与	1 あり（鍵の番号 ） 2 なし
備 考	

様式第3号を削る。

様式第4号中「使用小学校名（我孫子第一・高野山・湖北台西・湖北台東・布佐）」を「使用した開放校（我孫子市第一小学校・湖北台西小学校・湖北台東小学校・高野山小学校・布佐小学校）」に、「電話番号」を「電話番号」に、「4月10日」を「同年4月10日」に改め、

「※ 教育委員会記入欄

納入通知書発行日	年 月 日	納 入 日	年 月 日
伝 票 番 号		台帳記入日	年 月 日

」を

削り、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「使用小学校名（我孫子第一・高野山・湖北台西・湖北台東・布佐）」を「使用した開放校（我孫子市第一小学校・湖北台西小学校・湖北台東小学校・高野山小学校・布佐小学校）」に、「電話番号」を「電話番号」に改め、

「※ 教育委員会記入欄

納入通知書発行日	年 月 日	納 入 日	年 月 日
伝 票 番 号		台帳記入日	年 月 日

」を

削り、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を次のように改め、同様式を様式第5号とする。

様式第5号（第16条関係）

我孫子市地域交流教室使用料免除申請書

年　月　日

我孫子市教育委員会 あて

団体名

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次の地域交流教室の使用に係る使用料の免除を受けたいので、申請します。

使用する 開放校	1 我孫子第一小学校 2 湖北台西小学校 3 湖北台東小学校 4 高野山小学校 5 布佐小学校
使用日又は 使用期間	年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで
使用時間 区分	1 午前（午前9時から午後1時まで） 2 午後（午後1時から午後5時まで） 3 夜間（午後5時から午後9時まで（高野山小学校及び布佐小学 校の月曜日から土曜日までは、午後6時から午後9時まで））
使用内容	
使用料	円
免除を受 けようと する理由	

様式第7号を次のように改め、同様式を様式第6号とする。

様式第6号（第16条関係）

(表)

我孫子市地域交流教室使用料免除通知書

第 号

年 月 日

様

我孫子市教育委員会 団

年 月 日付けで申請のあった地域交流教室の使用料の免除について、次のとおり決定したので、通知します。

使用する 開 放 校	1 我孫子第一小学校 2 湖北台西小学校 3 湖北台東小学校 4 高野山小学校 5 布佐小学校
使用日又は 使用期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
使用時間 区 分	1 午前（午前9時から午後1時まで） 2 午後（午後1時から午後5時まで） 3 夜間（午後5時から午後9時まで（高野山小学校及び布佐小学校の月曜日から土曜日までは、午後6時から午後9時まで））
使用内容	
決 定	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 免除しない（理由 )

教示 裏面のとおり

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法の定めるところにより、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。